

神戸市個人情報保護審議会 第5回制度審議部会 議事要旨

1. 日 時 令和4年4月20日（水）13時00分～14時00分
2. 場 所 市役所4号館1階 本部員会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
西村裕三、荒川雅行、柴田真里、灘本明代、高野一彦
 - (2) 事務局の職員
市長室市民情報サービス課長 ほか
 - (3) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ① 改正法の規定により条例で定める事項及び定めることを妨げない事項の検討
5. 議事要旨
 - (1) 審議
 - ①改正法の規定により条例で定める事項及び定めることを妨げない事項の検討

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「7 行政機関等匿名加工情報の加工にあたっての手数料について」の説明がなされた。

- 委 員 匿名加工情報を利用、提供するに係る費用について、施行令が定める標準額に基づいて徴収すべきかどうかということで、ここでの問題は手数料の額が妥当かどうかということが中心的な問題である。
- 委 員 匿名加工情報は、民間事業者はどういう使い方が想定されるのか。もし、予想されているようであれば、今、介護の話があったが、匿名加工情報は使い勝手が難しいようだが、もし、想定があれば教えていただきたい。
- 事 務 局 国の方でも、平成29年当時からの制度が発足している。地方公共団体も、数団体が、国に準じた形で条例に盛り込んで早かったのが鳥取県だったかと思うが、あまり需要がないような、国でも少数の提供にとどまっているように聞いている。提供制度が始まって4、5年ほど経つが、あまり、多く活用されているようではないので、具体的に民間事業者がどういった活用をして、どんな形で何の目的のためにとということがあまり見えていないのが実情である。
- 委 員 個人に関わるデータの有用性というか、価値を積極的に活用しようという、そういう発想でできた制度ということ間違いはないが、ただ、具体的なイメージが沸かないので、先ほどの介護サービスの例を出していただいたが、可能性としては非常に広いものがあるんじゃないかなと思う。制度が定着していくにつれて、いろんなものに活用されていくのは間違いはないと思う。い

いわゆるビッグデータをいかに積極的に活用していくかという流れの中でできた制度なので、非常に可能性のある制度だと。他方で、プライバシーをはじめ個人の権利利益を保護する観点を忘れてはいけない、ということと言えるかと思う。制度そのものを理解した上で、ここでの問題は手数料が妥当かどうかということである。

- 委員 施行令が定める基準に従って、神戸市の場合も、ラスパイレス指数を考慮しても国の基準で妥当ではないか、というのが事務局の結論のようだが、この点については、ご意見はないか。
- 委員 (意見なし)
- 委員 匿名加工情報の提供に係る手数料は標準額どおりで規定するという形にしたいと思う。
- 委員 (異議なし)

事務局から、審議会資料(資料1)に基づき「8 審議会の権能について」の説明がなされた。

- 委員 審議会の権能について、法律の考え方はかなり限定的な考え方が示されている。従って、新しい法律の下で本市の審議会がどういう役割を果たすかということを検討する必要がある。
- 委員 最後に説明していただいた28ページのところの下の方の黄色い部分に、現行条例の権能ということで(1)から(4)までがまとめてあるが、最初の(1)の事項については、これまでの審議会は、こういうことを盛んに審議してきたということだが、こういうものについては、新法の下では審議しないということになる。そして、(2)、(3)の報告事項については、法律で認めたり、条例で認めるものについて、意見を述べるができること。それと、新しい審議会での重要な事項というのは、(4)に①、②、③と並べてありますが、これが中心となる。
- 委員 ①の個人情報保護制度に関する重要事項というのは、制度の改廃に関わるような重要事項ということで、正に、この制度審議会部会がやっているようなことがここに挙げられている。②の不服申立てについては、審査請求に関する判断をすること。③は特定個人情報保護評価書に係る第三者点検ということで、今は、PIA部会が担当していると。(4)の3つはそれぞれ現行の審議会の下では、部会を設けて、部会で審議をしていただいているが、こういうものは残っていく。運営の方法として、これまでのような部会としてやっていくのか。あるいは、別の形にするのかは別の検討事項になるが。要するに(4)に関する部分が、今後の審議会の中心的な審議事項になると、そういう理解でいいのか。
- 事務局 はい。
- 委員 イメージしがたいところがある。(4)の①、②、③の②、③は、それぞれ部会でやっているようなことであり、容易にイメージが沸く。①は法律が変

わって動き出せば、たぶん、滅多にない、ということになるのかと想像している。今は、これからどうするという変更の過程で、制度審議部会で沢山議論をしているが、そのうち、改正に基づく制度が動き出せば、あまり話し合うことがない気がする。そうすると、一体、部会が②と③だとしたら、①は何をするのかなと感じる。そうかといって、不服申立部会の実情からすると、あまり大人数でやるような内容ではないものも沢山含まれる印象もあるので、どうするのかよく分からないし、疑問があるとは思うものの、現時点で何か意見が言えることはない。

○委員 ①のような重要事項というのは、法律が改正された場合、どう対応するか。まさに、今、我々が制度審議部会で携わっているようなことになるので、しょっちゅうそういうものがあるわけではない。おっしゃるとおりだと思う。それから、不服申立てに関するものは残っていく、第三者点検部会も残っていくということで、これは、今部会でやっているの。そうすると、こういうものが中心になっていくということになると、審議会の構成自体も、これまでとは違った構成と言うか、専門家を中心とした、構成になっていくのかなと思う。全体会議のような市民の代表のような立場の委員の方というのはちょっと外れていくのかなと。そんなイメージがするが。

○委員 特に制度の改廃と言う大きな動きがない場合、年に1回なのか、今年はどうでしたと言う報告を受けて終わりというような会で、実質は部会が動いているということであれば、何かそれも変な話と言うか、部会だけが実働しているみたいなことになるのであろうか。年に1回だけ開かれる審議会のようなものは時々、私も体験するが、だいたい、今年はこんなことがありましたみたいな報告を受けて、意見を言って、終わりみたいな感じもするので、この審議会もそうなるのか。

○事務局 イメージ的な感じで、今後どういった組織になっていくのかは答申を頂いてから具体的に考えていく話になろうかと思うが、一つ参考で申し上げると、神戸市情報公開審査会というのがあって、これは毎月、情報公開請求に対する不服審査ということで審査請求を取り扱っている審査会である。ただ、条例の制度に関することということになれば、その審査会がそれを受けて、審議するということも条例に盛り込まれており、具体的に審査請求が中心となりつつも、重要事項についても情報公開審査会は審議をするという、そういうパターンのもものもあったりする。今現在、部会という形になっているが、どういった形が良いのかは、今後、検討していかなければならないことというふうに思っている。

○委員 どう変えていくかというのはなかなか難しい。

○委員 委員の構成も含めて新しい役割に応じてどう変えていくかは難しいと思うが、この段階で検討するというか、次の段階くらいで具体的に検討する問題なのかもしれない。

○委員 先ほどの民間からの提案を受けて、のところにも出てきていたが、個人情報保護委員会というものと本市の審査会というか、この関係はどうなるのか。

現行の権能で、取り上げられたというか（１）とかの部分で、個人情報保護委員会が司ることになるのか。

- 事務局 個人情報保護委員会は、内閣府の外局として構成されているが、そこでは、行政に関わらず民間、全ての取り扱われる個人情報保護についての監視監督機関である。今現在、条例で行っている審議会の第三者機関的に判断するという視点ではなく、例えば、法律の解釈といったものについて明らかにしていく立場。不適正な取扱いがなされれば指導とか勧告が行われるといったことになる。
- 委員 全国にそんな目を光らせるなんてことできるのか。組織としての委員の数は分からないが。
- 事務局 今現在、職員数はどれだけかと言うのは把握していないが、徐々に組織は大きくなっていると思う。
- 委員 これまで、個人情報保護制度の具体化についても各自治体の条例によるところが大きくて、かなり違いがあった。その違いをなくして、できるだけ統一的な形にすると言うか、画一的な規制にしようということで新法が作られた。個別具体的なケースについての判断を自治体の審議会あるいは審査会が行うということではできるだけ、そういう場面を少なくしようという発想なんだろう。
- 委員 判断に必要なことは法律で決まっているはず、ということなのか。法律を読めば結論が出るはずという考え方で。
- 事務局 個人情報保護委員会では、法律のガイドラインであるとか、事務のマニュアル的なものを作って、それを全国の地方公共団体に流すことによって整合性を図っていこうという形で進めている。
- 委員 法律の枠に入らない新しいようなことが出てきたらどうなるのか。
- 事務局 個人情報保護法は３年に１回見直しをするようにという附則がついており、節目節目で見直しを図るという形で整理されている。
- 委員 先ほど審議をした行政機関等匿名加工情報。これは民間事業者からの提案を受けて、提案の審査をすることになっているが、これは個人情報保護審議会のマターではないというふうに考えればいいのか。
- 事務局 改正法の中では、実施機関が判断することになる。判断も個別具体の判断基準というのが事細かく示されているというわけではなくて、大括りに言えば新産業の創出、活力ある経済と豊かな国民生活の実現。こういったものに資するかどうか、とそういった視点でもって判断するという形になっている。
- 委員 審議会マターではないと考えればいいのか。
- 事務局 ただ、実際、各地方公共団体が各条例を検討している最中ではあるが、そういったものを加えて、審議の対象とするということはないとは言えない。
- 委員 結局、いわゆる独立行政委員会みたいな格好で、例えば、独禁法であったら公正取引委員会とか、証券取引であれば証券取引委員会であったり、そういう位置づけになるのか。

- 事務局 はい。同じような組織というふうになっている。
- 委員 教育委員会だったら、各自治体でやっている。
- 事務局 そもそも個人情報保護委員会は、まずはマイナンバーの関係を適正に取り扱うためにということで、特定個人情報保護委員会という形で組織化された経緯があるが、それと並行して、EUの間での個人情報の越境問題の中で、EUが他国との間で移転をする際にはEUが定めているGDPR、一般データ保護規則と同レベルの規律を設けている国との間ではやりとりが可能ということがあるが、それは、充分性認定と言われているが、その一つの項目の中に、国全体を監視監督する機関が設けられていることという項目があって、国際的な調和の中で、個人情報保護委員会が官民間問わず監視監督する立場として位置づけられている。
- 委員 最後の点についても、審議会の権能についてだが、実施機関が個人情報の適正な運用を図るために、個人情報保護制度に係る重要事項について、実施機関からの諮問に応じて審議すべきということである。法律の趣旨に沿った形で、これまでと比べると、かなり限定的な役割を果たすことになるかなと思うが、それもやむを得ないということ。法律がそういう考え方ということなので。
- 委員 そういう改正がされたということなので、そうなるのだと思う。
- 委員 そういった形でこれまでと比べると、限定的な役割を果たすことになると思う。以上で、一通り検討すべき8つの項目について検討が終わったということだが、これまでの制度審議会部会での審議全体を通じて、何かご意見ご質問があればお受けしたい。
- 委員 (意見なし)
- 委員 これまでの審議の中で質問が出たということはあったか。
- 事務局 まず、1点、口頭による簡易開示の関係でご審議いただいた時に、口頭による簡易開示は条例で定めることができないということで、改正法の69条、これが、利用目的の制限の部分にあたる、その中に、基本的に目的外の利用、提供は禁止されている中で例外として、本人に提供する場合という項目がある。その項目に基づいて、簡易な開示を行ってはどうかということで国の方は示しているところだが、口頭による簡易開示はだめだけれども、書面による簡易開示は果たしてどうなのというご指摘があったが、一度、個人情報保護委員会に確認されてはどうかというご指摘をいただいたところであった。その点を踏まえて、事務局より個人情報保護委員会に、その旨確認したところ、やはり書面による開示というのは、法に基づき本請求、請求の手続きに則ってするものだけで、条例では、書面であろうが、口頭であろうが、条例によって規定されることはできないという形で示されている。なので、法の第69条の目的外提供の規定を用いて本人に提供すると。この中で、口頭による簡易開示を充足する形で書面を使うということはあるうると、そういった指摘をされている。いずれにしても、利用提供の制限を利用して、簡易な開示をするということになる。

- 委員 今の説明を確認したいが、個人情報保護委員会に問合せをされたということで、簡易開示をする場合の手続きのことか。
- 事務局 はい。
- 委員 口頭による開示でいいのか、書面による開示にすべきなのか。結論としては、書面による簡易開示は。
- 事務局 あくまでも、簡易な開示というのではなく、法の第 69 条第 2 項の本人に提供する場合によるという規定に基づいて提供するという形だと、国の方からは示されている。
- 委員 69 条の本人に提供する場合に限定しても書面。
- 事務局 その時は、口頭も書面もどちらも取れる。
- 委員 69 条の要件を満たしていれば、どちらでもいいということか。69 条を離れて、独自の規定を条例に設けることはできない、ということか。
- 事務局 はい。
- 委員 簡易開示のようなことも事実上の機能は 69 条の要件を満たした場合で、だいたいいいけそうか。
- 事務局 今までの簡易開示という部分については、市で告示をしたうえで、こういったケース、こういったケースと限定的に簡易開示の項目を取り決めている。69 条第 2 項を使うということになれば、逆に任意の部分も比較のご本人確認ができて、全て出すことが可能であれば、その条項に基づいて提供は可能になるものと思っている。
- 委員 今回、改正法の規定により条例で定める事項及び定めることが妨げられない事項についての検討が 8 項目あったが、条例要配慮個人情報について、ご審議いただいたが、その時に、もう少しまた後で時間を取って、ご審議いただいてもいいということで先に進めさせていただいたが、資料の 3 ページに法律が要配慮個人情報として列挙している、人種、信条、社会的身分、病歴その他具体的な事項に加えて条例に付け加えるものがあるかどうかということで、いわゆるジェンダーの問題、LGBT の問題とか、あるいはいわゆるパートナーシップというような問題があるということを指摘していただいたと思うが、このあたりのことはどうか。
- 委員 確か、地域の特性というような要件があって、おそらく 11 項目に当てはまらないようなことが、その地域に、要配慮個人情報としてその地域特有のものがあれば、それを入れましようみたいな話で、私自身の考えてみたが、神戸市内で特にここにプラスして条例で定めるべきものは特に思いつかない。
- 委員 ご指摘のとおりだと思う。地域性に応じて不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものということになっているので。地域性ということで限定されている。そうすると、今先ほど申し上げたジェンダーとかパートナーシップの問題とか、地域性とはなじまないところがあるので、そういう観点からすると特に取り上げなくてもいいのではないかと結論だった。この点、あらためてご意見があれば願います。

- 委員 (意見なし)
- 委員 特によろしいか。そうすると 5 回にわたって制度審議部会として法律の改正に基づき、それに関連して条例の改正を検討してきたわけだが、全体を通じて、特にご意見、ご質問がなければ、答申案をまとめたい。
- 委員 それが次回の審議内容になる。5 回の審議の結果を踏まえて、制度審議部会としての答申案をまとめないといけない。
- 委員 それでは、第 5 回制度審議部会はこれで終了させていただきたいと思う。